

第100期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年3月25日（水曜日）
午前10時

場所

東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
東武ホテルレバント東京
4階 錦

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

目次

第100期定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

ご来場についてのお願い

株主総会にご出席の株主様へのお土産およびお飲み物のご用意はございません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ミヨシ油脂株式会社

証券コード：4404

(証券コード 4404)
2026年3月10日
(電子提供措置の開始日 2026年3月3日)

株 主 各 位

(本店所在地)
東京都葛飾区堀切四丁目36番5号
(本社事務所)
東京都墨田区太平四丁目1番3号オリナタワー13階

ミヨシ油脂株式会社

代表取締役 三木逸郎
社長兼CEO

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第100期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.miyoshi-yushi.co.jp/ir/index.html>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

株式会社東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年3月24日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、2026年3月24日（火曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階 錦
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第100期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第100期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日の受付開始は午前9時を予定しております。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎ 電子提供措置事項のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

【議決権行使についてのご案内】

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1. 郵送（書面）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年3月24日（火曜日）午後5時30分到着分まで

2. インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年3月24日（火曜日）午後5時30分まで

スマートフォンをご利用の株主様
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」
「仮パスワード」の入力が不要になりました！

3. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、本定時株主総会当日に会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）
また、本招集ご通知をご持参ください。

日時 2026年3月25日（水曜日）午前10時

場所 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階 錦
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2026年3月24日 (火)

午後5時30分まで

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る



議決権行使書副票 (右側)

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票 (右側) に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

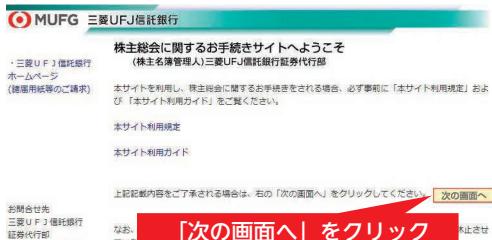
機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の 副票 (右側) に記載された「ログイン ID」および「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

【議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部



0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当政策は、将来にわたり安定した配当の継続と、企業を取り巻く環境の変化に備え、企業体質の強化と業容の拡大のための内部留保の充実との均衡を図っていくことを基本方針としております。この基本方針のもと、第二次中期経営計画（2025～2027年度）の配当方針につきましては、安定的な株主還元を実現するため、DOE（株主資本配当率）2%を配当額の目安とし、業績・事業環境や財務状況を勘案して決定することといたしました。

また、東京都葛飾区に所有しておりました土地の売却による特別利益が発生したことを受け、株主還元の重要性に鑑み、1株につき30円の特別配当を実施いたしたいと存じます。

これにより、当期の期末配当につきましては、普通配当としてDOE（株主資本配当率）2%相当の70円に、特別配当30円を加え、1株につき100円（前期は1株につき普通配当60円）といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき100円（普通配当70円、特別配当30円）といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、1,030,116,400円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2026年3月26日といたしたいと存じます。

第2号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に基づき、社外監査役の補欠として補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



たか はし
高橋 篤史

1973年5月9日生

所有する当社株式数

0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

2004年12月	中央青山監査法人入所	2016年4月	株式会社ペイロール 社外監査役
2007年7月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所	2016年5月	税理士登録
2008年6月	公認会計士登録	2017年4月	学校法人明治大学専門職大学院 グローバル・ビジネス研究科 兼任講師（現任）
2016年4月	高橋会計事務所開設 代表就任（現任）		

● 重要な兼職の状況

高橋会計事務所	代表
学校法人明治大学専門職大学院	兼任講師
グローバル・ビジネス研究科	

補欠の社外監査役候補者とした理由

高橋篤史氏は、これまで社外役員になること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、公認会計士・税理士として幅広い専門知識と豊富な経験を有しており、監査役に就任された場合に、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、同氏を補欠の社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 高橋篤史氏は高橋会計事務所の代表であり、当社グループは同事務所と取引関係がありますが、その取引金額は軽微であります。
2. 明治大学と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 高橋篤史氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 高橋篤史氏が監査役に就任された場合は、当社は東京証券取引所に対して、高橋篤史氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定であります。
5. 高橋篤史氏が監査役に就任された場合は、当社は高橋篤史氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額といたします。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその業務につき行った行為または不作為に起因して、株主または第三者から損害賠償請求をされた場合に、それによって被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を、当該保険契約により填補することといたしております。高橋篤史氏が監査役に就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、被保険者の保険料負担はありません。

以上

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、景気は緩やかな回復基調にて推移いたしました。米国の通商政策の影響や、諸物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響等が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当油脂加工業界におきましては、エネルギー価格や原材料価格の高止まりに加え、為替相場の円安基調、人件費や物流費等の諸費用の上昇により、厳しい経営環境が続きました。

このような状況のなかで当社グループは、「第二次中期経営計画（2025～2027年度）」の初年度として、外部環境の変化への対応に取り組みながら、前中期経営計画において構築した事業の成長基盤を活用した食品事業の「進化」と油化事業の「深化」による継続した成長を目指し、販売価格の適正化や主力製品を中心とした拡販により収益の確保に努めるとともに、市場ニーズを取り入れた製品の開発、積極的なマーケティング活動を通じた市場開拓に取り組みました。また、これらに加えて、各製造拠点における生産設備の更新や、利益の最大化に貢献できるような生産体制の構築を進めるとともに、基幹システムの刷新に向けて業務効率の向上とDXの推進に努めるなど、事業の成長基盤の強化にも取り組みました。これらの取り組みにより売上高は前期を上回って推移いたしました。利益面においては、前期から発生していた本社移転関連費用の計上や、人件費高騰とその転嫁による諸物価および物流費等の上昇の影響を受ける結果となりました。

この結果、売上高は594億74百万円（前期比4.3%増）、営業利益は19億60百万円（前期比33.8%減）、経常利益は19億13百万円（前期比36.4%減）となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は、2025年6月19日付で公表いたしました本社工務所等として利用していた土地の譲渡手続き完了に伴い、固定資産売却益を特別利益として計上した結果、96億16百万円（前期比241.0%増）となりました。セグメントの概況につきましては、次のとおりです。

売上高	当期	594億 74百万円	前期	570億33百万円
			前期比	4.3%増 
営業利益	当期	19億 60百万円	前期	29億61百万円
			前期比	33.8%減 
経常利益	当期	19億 13百万円	前期	30億7百万円
			前期比	36.4%減 
親会社株主に帰属する 当期純利益	当期	96億 16百万円	前期	28億19百万円
			前期比	241.0%増 



食品事業

売上構成比

70.8%

主な取組みおよび業績ハイライト

食品事業につきましては、インバウンド需要の活況を背景とした外食産業や土産菓子業界の旺盛な需要が継続するとともに、当社の主要取引先である製パン、製菓等の業界の需要が堅調に推移しました。

このような状況のなか、主力製品であるマーガリン・ショートニング・粉末油脂等の拡販を推進し、収益拡大を図るとともに、各種原材料・資材の見直しや生産効率の改善等に加え、販売価格の適正化への取り組みを進めることにより収益性の強化を図りました。また、新しい味の創出と拡充に向けて、当社の独自技術を活かした新製品開発を進めるとともに、フードロス削減につながる製品やプラントベースフードの当社ブランド「botanova」シリーズ、米や卵の価格高騰に対応した代替製品や昨今のカカオ高に対応した製品等、市場ニーズを捉えた製品群の拡販を進めました。これらとともに、国内外における各種展示会への出展や当社WEBサイトによる情報発信等を通じて、当社の高付加価値製品の認知度向上や新規市場開拓に向けた取り組みについても推進しました。

この結果、売上高は420億93百万円（前期比6.0%増）となりましたが、利益面においては、本社移転関連費用の計上や人件費および物流費等の上昇の影響により、営業利益は14億42百万円（前期比25.1%減）となりました。



「botanova」シリーズ



油化事業

売上構成比

28.4%

主な取組みおよび業績ハイライト

工業用油脂製品につきましては、主要需要先である自動車、タイヤ、塗料等の業界の需要が堅調に推移するなか、原料価格の変動に対応した適正価格での販売により収益確保に努めました。

界面活性剤関連製品につきましては、紙・パルプ分野の家庭紙用柔軟保湿剤は、国内需要の低迷と海外廉価品の台頭により低調に推移しました。トイレタリー分野につきましては、シャンプーおよびクレンジング製品の需要が堅調に推移するなか、これらの原料基剤の拡販を推進し収益の拡大に努めました。環境関連分野は、ごみ焼却場向け飛灰用重金属処理剤の販売が低迷しました。このような状況のなか、事業の成長に向けた取り組みとして、生分解性樹脂分散体の応用展開、紫外線吸収剤や環境改善薬剤等の新規素材の開発と国内外における市場開拓を推進するとともに、販売価格の適正化への取り組みにも注力いたしました。

この結果、売上高は169億4百万円（前期比1.1%増）となりましたが、利益面においては、本社移転関連費用の計上や人件費および物流費等の上昇の影響に加え、一部原材料価格の上昇により、営業利益は4億44百万円（前期比56.7%減）となりました。



② セグメント売上状況

事業別	売上高	
	金額	構成比率
食品事業	42,093	70.8
油化事業	16,904	28.4
その他	476	0.8
合計	59,474	100.0

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資総額は、50億67百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

当社

本 社	本社移転関連工事	
本 社	事務所等改修工事	
千葉工場	ボイラー設備更新工事	(食品事業)
名古屋工場	工場外壁ブロック更新工事	(油化事業)

④ 資金調達の状況

当連結会計年度において、重要な資金調達はありません。

⑤ 財産および損益の状況

区 分	2022年度 第97期	2023年度 第98期	2024年度 第99期	2025年度 第100期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	52,743	56,236	57,033	59,474
経 常 利 益 (百万円)	△1,333	2,594	3,007	1,913
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百万円)	△268	2,077	2,819	9,616
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	△26円29銭	203円29銭	277円03銭	943円10銭
純 資 産 合 計 (百万円)	24,562	28,255	31,067	42,672

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算定しております。なお、第93期より「役員報酬BIP信託」を導入し、当該信託が所有する当社株式を自己株式数に含めて算出しております。

2. 第97期における「経常利益」「親会社株主に帰属する当期純利益」「1株当たり当期純利益」の△印は損失を示しております。

⑥ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、雇用・所得環境の改善や旺盛なインバウンド需要の継続が期待される一方、原材料価格やエネルギー価格の高止まりに加え、円安基調の継続による物価高や海外経済の不確実性が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続くものと思われまます。

このような事業環境のなか、当社グループは、「人によし、社会によし、未来によし」という経営理念のもと、2030年に向けた経営構想を策定し、食品と油化の2つの事業を柱に、環境の変化に左右されない“持続的成長基盤”を確立させ、その持続的成長基盤を“土台”とした両事業の継続的な成長と発展を目指しております。

2026年度は、2025年12月期から2027年12月期の3年間を対象とした第二次中期経営計画の2年目として、前中期経営計画において構築した持続的成長基盤を活用し、前中期経営計画でまいた種を“育成”するため、事業の拡大と収益力の強化に向けた施策に引き続き取り組んでまいります。

食品事業では、市場・販売業界を拡大し、業界ニーズに応える新製品開発等を推進することによる新しい「味」の創出・拡充に向けた「進化」および製品ポートフォリオの改善による「進化」により、事業の成長を目指してまいります。

油化事業では、新たな当社独自の環境視点を掲げ、生産体制の拡張や販売力の強化による主力製品の拡販に向けた「深化」、将来の製品開発を見据えた研究開発分野の拡大による「深化」により、事業の成長を目指してまいります。

加えて、両事業とも、引き続き海外市場への取り組みを強化してまいります。

これらの事業の成長に向けて、また、人々の暮らしを支えるインフラ企業としての製品供給を通じた社会的責任を果たすべく、設備投資を支える強固な財務体質を構築するとともに、財務の健全性の維持にも努めながら、継続した成長投資の実施に加え、安定的かつ継続的な株主還元を実現してまいります。また、技術開発力の強化、人財育成とマネジメント実施による人的資本の向上、販売力の強化に向けたマーケティングプラットフォームの活用推進、ESGを重視した経営の推進等に努めることで、企業価値の向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

7 重要な親会社および子会社の状況 (2025年12月31日現在)

① 親会社との関係
該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ミヨシ商事株式会社	65 百万円	100.0 %	食用油脂製品、食料品、石鹼、洗剤の 販売ならびに不動産賃貸業
ミヨシ物流株式会社	100 百万円	80.6	貨物運送取扱事業ならびに倉庫事業
MIYOSHI OIL & FAT MALAYSIA SDN. BHD.	132 百万リンギット	100.0	硬化油、脂肪酸、グリセリン、ローシ ョン剤、可塑剤の製造および販売

③ 特定完全子会社の状況
該当する事項はありません。

8 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事 業 別	主 要 製 品 等
食 品 事 業	マーガリン、ショートニング、ラード、粉末油脂、ホイップクリーム、その他 食用加工油脂
油 化 事 業	脂肪酸、グリセリン、工業用石鹼、その他工業用油脂、繊維用処理剤、消泡 剤、香粧品原料、重金属捕集剤、重金属固定剤、その他各種界面活性剤
そ の 他	不動産賃貸、原料油脂等

9 主要な事業所 (2025年12月31日現在)

① 当社の事業所

本 社 (東京都墨田区)	技術研究センター (東京都葛飾区)	大 阪 支 店 (大阪府大阪市)
名古屋支店 (愛知県名古屋市)	福 岡 支 店 (福岡県福岡市)	札幌営業所 (北海道札幌市)
千 葉 工 場 (千葉県千葉市)	名古屋工場 (愛知県岩倉市)	神 戸 工 場 (兵庫県神戸市)
阿 見 倉 庫 (茨城県稲敷郡)		

(注) 2025年1月27日付で本社機能を東京都墨田区太平四丁目1番3号オリナスタワー13階に、2025年5月7日付で本店所在地を東京都葛飾区堀切四丁目36番5号に変更いたしました。

② 子会社の主要な事業所

ミヨシ商事株式会社 (東京都葛飾区)
 ミヨシ物流株式会社 (東京都葛飾区)
 MIYOSHI OIL & FAT MALAYSIA SDN. BHD. (マレーシア ジョホール州)

10 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減
599 名	22 (増) 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数に臨時従業員は含んでおりません。

11 主要な借入先 (2025年12月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
農 林 中 央 金 庫	4,035 ^{百万円}
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,190
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,125
株 式 会 社 千 葉 銀 行	1,072
株 式 会 社 常 陽 銀 行	877

2 会社の株式に関する事項 (2025年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 29,897,100株
- ② 発行済株式総数 10,306,895株
(自己株式5,731株を含む。)
- ③ 株 主 数 23,016名
(前期末比4,323名増)
- ④ 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 崎 製 パ ン 株 式 会 社	1,030 ^{千株}	10.01%
日 清 オ イ リ オ グ ル ー プ 株 式 会 社	1,030	10.01
ミ ヨ シ 協 力 会	509	4.95
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	396	3.85
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	273	2.65
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	179	1.74
農 林 中 央 金 庫	164	1.60
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	152	1.48
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	144	1.41
株 式 会 社 千 葉 銀 行	120	1.16

(注) 持株比率は、自己株式 (5,731株) を控除して計算しております。なお、「役員報酬BIP信託」の所有する当社株式は、自己株式に含めておりません。

5 その他株式に関する重要な事項

当社は、2018年3月28日開催の第92期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の導入を決議し、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託と称される制度を採用しました。また、2021年3月26日開催の第95期定時株主総会決議により、本制度の対象者を当社の取締役 (CxOを兼務する者) および委任型執行役員に変更し、継続しております。

なお、本制度に基づき当事業年度に交付した株式数は27,311株 (取締役2名に対し17,494株、委任型執行役員3名に対し9,817株) であり、2025年12月31日現在、「役員報酬BIP信託」の所有する当社株式数は、95,359株であります。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等 (2025年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 兼 C E O	三 木 逸 郎	監査部、ミヨシ商事株式会社、ミヨシ物流株式会社、ミヨシ共栄株式会社担当
代表取締役専務 兼 C O O	竹 下 昇 一	食品本部、油化本部、購買部、阿見倉庫管理部、セキセイT&C株式会社、MIYOSHI OIL & FAT MALAYSIA SDN. BHD.担当
取 締 役 兼 C M O	持 田 智 也	戦略企画本部、経営企画部、人事部、技術研究センター管理部担当
取締役執行役員 兼 C P O	小野寺 哲	生産本部、日本タンクターミナル株式会社、AAK・ミヨシジャパン株式会社担当
取締役執行役員 兼 C F O	加 藤 太 彦	管理本部、IT戦略部担当
取 締 役	村 山 憲 二	村山公認会計士事務所代表 内外テック株式会社社外取締役 株式会社J-WAVE社外監査役
取 締 役	黒 田 佳 奈 子	株式会社WOMAN COLLEGE代表取締役 一般社団法人神奈川ニュービジネス協議会理事 学校法人大正大学招聘教授 株式会社アップガレージグループ社外監査役
常 勤 監 査 役	雫 石 秀 明	
常 勤 監 査 役	松 尾 隆 宏	
常 勤 監 査 役	堀 口 桂 介	
監 査 役	長谷川 幹 雄	

- (注) 1. 上記取締役のうち村山憲二氏および黒田佳奈子氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。
 2. 上記監査役のうち堀口桂介氏および長谷川幹雄氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。
 3. 上記取締役のうち村山憲二氏および黒田佳奈子氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
 4. 上記監査役のうち堀口桂介氏および長谷川幹雄氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
 5. 上記監査役のうち堀口桂介氏および長谷川幹雄氏は、金融機関における長年の経験があり、両氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 2025年3月26日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって、須藤元雄氏および赤尾博氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
 7. 2025年3月26日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって、宮腰哲也氏は監査役を辞任により退任いたしました。
 8. 2025年3月26日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって、加藤太彦氏は監査役を辞任により退任し、取締役に就任いたしました。

② 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月26日開催の取締役会で、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

イ 基本報酬の決定方法

取締役の基本報酬は、当社定款において、株主総会で決議する旨を定めております。取締役個人別の報酬等の額については、役員ごとの役割や責任に応じた「役員報酬体系」を基準に、当社の業績を勘案し取締役会で決定しております。ただし、指名報酬委員会に諮り、その同意を得ることにより、取締役個人別の報酬等の額を取締役社長に一任して決定することができるものとしております。独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会の意見を踏まえ報酬等の内容が決定されていることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ 業績連動型株式報酬の内容

取締役のうち、当社のCxOを兼務する取締役の報酬は、基本報酬と業績連動型株式報酬によって構成しております。業績連動型株式報酬の制度は、取締役等の報酬と、当社の業績および株主価値との連動性をより明確化し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的に、役員および対象事業年度における業績目標の達成度に応じて、以下のとおり固定ポイントおよび業績連動ポイントを付与し、取締役の退任時に、付与された固定ポイントおよび業績連動ポイントの累積値に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付および給付を受ける役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託を採用しております。

（ポイント算定式）

固定ポイント = （役員別に定める株式報酬額 ÷ 信託内の当社株式の平均取得単価）

業績連動ポイント = （役員別に定める株式報酬額 ÷ 信託内の当社株式の平均取得単価）

× 業績連動係数

役員報酬BIP信託の業績連動係数は、対象事業年度の連結営業利益の期初に定めた計画値に対する達成率としており、その達成率に応じて0～200%の範囲で変動します。業績連動ポイント算定における指標として連結営業利益を選択したのは、当社グループの業績の向上および企業価値増大への貢献度合いを測る指標として最適であることを理由としております。なお、当事業年度における当該業績連動型株式報酬に係る指標の目標は、連結営業利益2,370百万円であり、実績は連結営業利益1,960百万円であります。

ハ 個人別の報酬等の決定の方法

当社は、2021年3月26日に開催された取締役会における委任決議に基づき、取締役の個人別の報酬等の決定を、代表取締役社長兼CEO 三木逸郎に委任しました。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の職責等を評価するにあたり、代表取締役社長兼CEO 三木逸郎がこれらを俯瞰的に把握できる立場にあることであります。

② 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員 (名)	支給総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			基本報酬	業績連動型 株式報酬
取締役 (うち社外取締役)	9 (2)	202 (22)	190 (22)	11 (-)
監査役 (うち社外監査役)	6 (4)	53 (25)	53 (25)	-
合計 (うち社外役員)	15 (6)	255 (47)	243 (47)	11 (-)

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額 年額310百万円以内
(2010年3月26日開催 第84期定時株主総会決議)
当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は10名です。
2. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額 年額55百万円以内
(2010年3月26日開催 第84期定時株主総会決議)
当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は4名です。
3. 業績連動型株式報酬(役員報酬BIP信託)については、2018年3月28日開催の第92期定時株主総会において導入が決議され、2021年3月26日開催の第95期定時株主総会において、支給対象者を取締役(CxOを兼務する者)および委任型執行役員である者へ変更したうえ、支給する金員の上限は3事業年度からなる対象期間ごとに200百万円を上限として継続いたしております。当該定時株主総会終結時点での対象者の員数は7名(うち取締役5名)です。
なお、2024年2月13日開催の取締役会において、2024年12月末日で終了する事業年度から2026年12月末日で終了する3事業年度を対象として継続することが決議されております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役村山憲二氏、黒田佳奈子氏および監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約では、被保険者がその業務につき行った行為または不作為に起因して、株主または第三者から損害賠償請求をされた場合に、それによって被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の損害等は補償対象外となるなどの一定の免責事由があります。

なお、当該保険契約の保険料は、特約部分を含め当社が負担しております。

⑤ 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役村山憲二氏は、村山公認会計士事務所の代表、内外テック株式会社の社外取締役および株式会社J-WAVEの社外監査役を兼務しておりますが、当社と特別の利害関係はありません。

取締役黒田佳奈子氏は、株式会社WOMAN COLLEGEの代表取締役、一般社団法人神奈川ニュービジネス協議会の理事、学校法人大正大学の招聘教授および株式会社アップガレージグループの社外監査役を兼務しておりますが、当社と特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言状況 その他の活動状況
村 山 憲 二 (取 締 役)	4年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 18回全てに出席	公認会計士としての財務・会計に関する専門的な知識および豊富な経験に基づき、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。また、任意の指名報酬委員会の委員長を務めるなど、取締役等の指名および報酬に係る決定プロセスの透明性や公平性を高めるため重要な役割を果たしており、社外取締役として期待される役割を十分に発揮しております。
黒 田 佳奈子 (取 締 役)	4年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 18回全てに出席	経営コンサルティングで培われた豊富な経験と高い見識に基づき、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。また、任意の指名報酬委員会の委員を務めるなど、取締役等の指名および報酬に係る決定プロセスの透明性や公平性を高める重要な役割を果たしており、社外取締役として期待される役割を十分に発揮しております。
堀 口 桂 介 (常勤監査役)	9ヶ月	就任以降開催された取締役会14回 および監査役会10回全てに出席	金融機関および事業会社における業務経験で培われた企業経営に関する見識に基づき、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。
長谷川 幹 雄 (監 査 役)	9ヶ月	就任以降開催された取締役会14回 および監査役会10回全てに出席	金融機関および事業会社における業務経験で培われた企業経営に関する見識に基づき、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。

5 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
41百万円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
41百万円

(注) 1. 監査役会は、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社は、会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役および従業員は、当社の企業活動全般において、国内および事業が関係する外国法令の遵守のみならず、社会的責任を自覚し、地域社会や国際社会からの期待および社会通念に適合した企業倫理行動をとることを定めた「ミヨシ油脂行動規範」を遵守する。また、「コンプライアンス規程」の運用等、各種制度を整備・確立し、取締役の法令違反行為を抑制・防止する。あわせて、取締役会については「取締役会規則」に則り、その適切な運営が確保されたなかで月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通と迅速な意思決定を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については、監査役会の定める監査の方針および分担に従い各監査役の監査の対象になり、経営機能に対する監督強化を図る。

社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、一切の関係を断固拒絶し、不当要求等があった場合には、警察等の外部専門機関および顧問弁護士と連携し、組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「情報管理規程」に基づき管理基準および管理体制を整備し、法令および社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にし、適切かつ確実に保存・管理する。また、セキュリティ防御により不正アクセスに対する電磁的情報の漏洩対策を施す。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

平時におけるリスク管理については、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理責任者を社長とするリスク管理委員会がリスク管理の主管部門となり、定期的なリスクの洗い出しとリスク対応策の実施等、業務執行に係る個々のリスクを明確にし、リスク管理体制を構築する。また、不測の事態の発生等の有事の際には、「災害対策マニュアル」および「ビジネス危機対策マニュアル」に従い、社長を本部長とする対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会をスリム化し、執行役員制度を導入して、取締役会の意思決定の迅速化と業務執行機能・チェック機能の両機能を高めることとする。

ロ. 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催する。なお、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役（兼CxO）、監査役および本部長によって構成され、月2回および必要の都度開催される経営会議において議論を行い、その審議を経て意思決定を行うことにより、経営機能を一層有効に発揮する体制をとるものとする。

ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」に則り、行うものとする。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 社長を委員長、管理本部主管取締役を副委員長とし、経営会議メンバー、社外取締役、総務部長、監査部長および顧問弁護士を委員とするコンプライアンス委員会を法令遵守の主管部門と位置づけ、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンスプログラム」に則り、コンプライアンス体制の整備と推進を図る。

ロ. 法令等の遵守、違反行為、不正行為の未然防止を徹底するため、企業倫理行動を定めた「ミヨシ油脂行動規範」を使用人に周知徹底し、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンスプログラム」に則り、コンプライアンス意識の向上に向けた教育研修を実施する。

ハ. 法令その他コンプライアンス違反に関する事実についての通報相談窓口として、総務部長と社外の弁護士への「ヘルプライン」を設置し運用する。

ニ. ハラスメントに関する相談・苦情に対応するための相談窓口として、人事部への「ほっとライン」および外部の専門カウンセラーへの「ミヨシハラスメント通報相談窓口」を設置し運用する。

ホ. 客観性と公正性を確保するため、内部監査部門である監査部を社長直轄部門とし、監査部が定期的に監査を実施する。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、「関係会社管理規程」に則り当社グループの経営管理を行うものとし、子会社の営業成績、財務状況、その他経営上の重要事項について当社への定期的な報告を義務付ける。また、関係会社事業報告会を開催し、経営の重要課題について報告を受ける。

ロ. 当社グループは、当社グループ各社で当社に準じた「リスク管理規程」を策定・運用し、当社で定期的開催するリスク管理委員会でも当社グループの損失の危機の管理を行う。

ハ. 当社グループは、当社グループ各社で当社に準じた業務分掌、組織、職務権限に関する規程を定め、これらの規程に基づき業務を執行することにより子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

ニ. 当社グループは、「ミヨシ油脂行動規範」ならびに「コンプライアンス規程」を当社グループ全体に適用するとともに、当社グループの役員および使用人が利用できる社外の弁護士へのヘルプラインを設置することにより、子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する。なお、海外子会社については、所在国の法令規制ならびに商習慣等の順守を優先させ、可能な範囲で本方針に準じた体制をとることとする。

ホ. 当社の監査部が監査を実施し、内部統制の有効性と業務の効率性を確保する体制を構築する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役から監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、当社の使用人から監査役の職務を補助すべき使用人を任命することとする。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
イ. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事に関しては、取締役からの独立性を確保するため、取締役と監査役とが協議の上で決定する。なお、当該使用人は業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。
ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、取締役の指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人事およびその変更については、監査役の同意を要することとする。
- ⑨ 当社グループの役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
イ. 当社の取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
ロ. 当社の監査役は、当社グループの法令遵守状況、業務上のリスクに関する状況および内部通報の状況について、定期的開催する当社のコンプライアンス・リスク管理委員会で報告を受け、必要に応じて担当役員にその説明を求めることができる。
ハ. 監査役は、監査部が実施する当社グループの業務監査の結果について報告を受ける。
ニ. 当社グループの役員および使用人は、当社グループの経営、業績に影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為がその他会社に著しい損害を与える事項が発生した場合は、「関連会社管理規程」に則り、所管部門に対して速やかな報告を行い、所管部門は当該内容を取締役および監査役に報告する。
- ⑩ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの役員および使用人は、当社グループの経営、業績に影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為がその他会社に著しい損害を与える事項について当社監査役に対して報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けない。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は、定期的に代表取締役社長との意見交換を行うことができるものとする。また、監査業務に関し、会計監査人および顧問弁護士と定期的に会合をもつものとする。
- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、当社グループにおける内部統制システムの構築を行う。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役の職務の執行体制
取締役は、「取締役会規則」に則り、取締役会を18回開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行うとともに、他の取締役の職務の執行状況について監督を行いました。
- ② 監査役の監査体制
監査役は、取締役会の他、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、取締役等から業務執行の状況について直接聴取し、内部統制システムの運用状況について確認しました。また、代表取締役社長、会計監査人、監査部および顧問弁護士等と情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しています。
- ③ コンプライアンスの推進ならびにリスクの管理
従業員等の法令遵守状況や各種リスクの発生状況について調査するとともに、社外取締役をメンバーに加えガバナンスを強化したコンプライアンス・リスク管理委員会を適宜開催し、問題の早期発見と改善措置に取り組んだほか、コンプライアンスに関する全社的な研修を実施し、コンプライアンスの啓蒙を推進しました。また、グローバルな要請へ対応すべくグローバルスタンダードチームミーティングを、労務管理を強化すべくハラスメント防止対策委員会を適宜開催いたしました。
- ④ 当社グループの管理
当社の行動指針である「ミヨシ油脂行動規範」をグループ会社に適用し、子会社より、コンプライアンスの推進状況およびリスク管理の状況について定期的に報告を受けるとともに、関係会社事業報告会を開催し、各社の事業の推進状況について確認いたしました。また、社長直轄部門である監査部が、当社および子会社の内部統制監査および業務監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	37,678	流動負債	23,936
現金及び預金	9,673	支払手形及び買掛金	13,076
受取手形及び売掛金	15,311	電子記録債務	515
電子記録債権	3,337	短期借入金	4,835
商品及び製品	3,340	一年内返済予定の長期借入金	300
仕掛品	909	未払法人税等	2,038
原材料及び貯蔵品	4,643	設備関係電子記録債務	571
その他の他	633	その他	2,599
貸倒引当金	△171		
固定資産	46,482	固定負債	17,551
有形固定資産	25,466	長期借入金	3,235
建物及び構築物	3,881	役員株式給付引当金	64
機械装置及び運搬具	3,662	退職給付に係る負債	2,198
土地	6,716	繰延税金負債	5,021
リース資産	6,668	リース債務	6,716
建設仮勘定	3,715	その他	316
その他の他	822		
無形固定資産	1,783	負債合計	41,487
特許権	168	(純資産の部)	
借地権	171	株主資本	34,538
商標権	11	資本金	9,015
ソフトウェア	69	資本剰余金	5,492
その他の他	1,361	利益剰余金	20,183
		自己株式	△152
投資その他の資産	19,232	その他の包括利益累計額	8,087
投資有価証券	11,131	その他有価証券評価差額金	5,652
退職給付に係る資産	5,489	為替換算調整勘定	474
差入保証金	2,124	退職給付に係る調整累計額	1,960
その他の他	508	非支配株主持分	47
貸倒引当金	△21	純資産合計	42,672
資産合計	84,160	負債純資産合計	84,160

連 結 損 益 計 算 書

(2025年 1月 1日から
2025年12月31日まで)

科 目	内 訳 金 額	合 計 金 額
	百万円	百万円
売 上 高		59,474
売 上 原 価		48,208
売 上 総 利 益		11,265
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,304
営 業 利 益		1,960
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	69	
受 取 配 当 金	258	
受 取 精 算 金	91	
そ の 他	156	575
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	489	
持 分 法 投 資 損 失	69	
そ の 他	64	623
経 常 利 益		1,913
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	12,365	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19	12,385
特 別 損 失		
有 形 固 定 資 産 除 却 損	395	
社 葬 関 連 費 用	20	415
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		13,883
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,433	
法 人 税 等 調 整 額	1,825	4,259
当 期 純 利 益		9,623
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		7
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		9,616

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2025年1月1日残高	百万円 9,015	百万円 5,492	百万円 11,253	百万円 △188	百万円 25,572
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△617		△617
親会社株主に帰属する当期純利益			9,616		9,616
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				36	36
連結範囲の変動			△69		△69
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	8,929	36	8,965
2025年12月31日残高	9,015	5,492	20,183	△152	34,538

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2025年1月1日残高	百万円 4,388	百万円 -	百万円 1,067	百万円 5,455	百万円 39	百万円 31,067
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△617
親会社株主に帰属する当期純利益						9,616
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						36
連結範囲の変動						△69
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,264	474	893	2,631	7	2,639
連結会計年度中の変動額合計	1,264	474	893	2,631	7	11,605
2025年12月31日残高	5,652	474	1,960	8,087	47	42,672

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	33,602	流動負債	22,875
現金及び預金	6,076	電子記録債権	515
受取手形	300	買掛金	12,130
電子記録債権	3,337	短期借入金	4,835
売掛金	14,561	一年内返済予定の長期借入金	300
商品及び製品	3,291	未払金	629
仕掛品	909	未払費用	972
原材料及び貯蔵品	4,643	未払法人税等	2,011
前払費用	378	未払消費税等	356
その他の金	273	設備関係電子記録債権	571
貸倒引当金	△171	資産除去債務	1
固定資産	44,714	リース債務	371
有形固定資産	22,109	その他の	179
建物	3,094	固定負債	16,482
構築物	522	長期借入金	3,235
機械及び装置	3,630	退職給付引当金	2,325
車両運搬具	24	役員株式給付引当金	64
工具、器具及び備品	385	繰延税金負債	3,968
土地	6,449	資産除去債務	70
リース資産	6,590	リース債務	6,654
建設仮勘定	1,413	その他の	163
無形固定資産	1,779	負債合計	39,357
特許権	168	(純資産の部)	
借地権	171	株主資本	33,437
商標権	11	資本金	9,015
ソフトウェア	67	資本剰余金	5,492
その他の	1,359	資本準備金	5,492
投資その他の資産	20,825	利益剰余金	19,066
投資有価証券	10,091	利益準備金	1,076
関係会社株式	5,316	その他利益剰余金	17,990
差入保証金	2,102	固定資産圧縮積立金	3,463
前払年金費用	2,852	別途積立金	2,030
その他の	462	繰越利益剰余金	12,497
資産合計	78,316	自己株式	△136
		評価・換算差額等	5,521
		その他有価証券評価差額金	5,521
		純資産合計	38,958
		負債純資産合計	78,316

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

科 目	内 訳 金 額	合 計 金 額
	百万円	百万円
売 上 高		59,413
売 上 原 価		47,961
売 上 総 利 益		11,452
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,501
営 業 利 益		1,950
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
受 取 配 当 金	263	
受 取 精 算 金	91	
そ の 他	153	514
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	486	
そ の 他	62	549
経 常 利 益		1,916
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	12,365	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19	12,385
特 別 損 失		
有 形 固 定 資 産 除 却 損	393	
社 葬 関 連 費 用	20	413
税 引 前 当 期 純 利 益		13,887
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,390	
法 人 税 等 調 整 額	1,805	4,196
当 期 純 利 益		9,691

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
2025年1月1日残高	百万円 9,015	百万円 5,492	百万円 5,492
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
固定資産圧縮積立金の積立			
固定資産圧縮積立金の取崩			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)			
事業年度中の変動額合計	-	-	-
2025年12月31日残高	9,015	5,492	5,492

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
		固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
2025年1月1日残高	百万円 1,076	百万円 -	百万円 2,030	百万円 6,887	百万円 9,993	百万円 △172	百万円 24,328
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△618	△618		△618
当期純利益				9,691	9,691		9,691
固定資産圧縮積立金の積立		3,530		△3,530	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩		△66		66	-		-
自己株式の取得						△0	△0
自己株式の処分						36	36
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計	-	3,463	-	5,609	9,073	36	9,109
2025年12月31日残高	1,076	3,463	2,030	12,497	19,066	△136	33,437

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2025年1月1日残高	百万円 4,270	百万円 4,270	百万円 28,599
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△618
当期純利益			9,691
固定資産圧縮積立金の積立			－
固定資産圧縮積立金の取崩			－
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			36
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	1,250	1,250	1,250
事業年度中の変動額合計	1,250	1,250	10,359
2025年12月31日残高	5,521	5,521	38,958

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

ミヨシ油脂株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山村 竜平
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 重義
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミヨシ油脂株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミヨシ油脂株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

ミヨシ油脂株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山村 竜平
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 重義
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミヨシ油脂株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

ミヨシ油脂株式会社 監査役会

常勤監査役	栗石秀明	㊟
常勤監査役	松尾隆宏	㊟
常勤監査役(社外監査役)	堀口桂介	㊟
監査役(社外監査役)	長谷川幹雄	㊟

以上

第100期 定時株主総会会場ご案内図

開催日時 2026年3月25日（水曜日）午前10時

開催場所 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号 東武ホテルレバント東京 4階 錦



交通のご案内

東京メトロ 錦糸町駅 3番出口より徒歩3分

J R 錦糸町駅

北口より徒歩3分

- 株主総会ご出席の株主様へのお土産およびお飲み物をご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会専用の駐車場・駐輪場はございません。公共交通機関をご利用ください。